



Justice on Trial:The International Military Tribunal for the Far East Reevaluated, 1946-1956

BABOVIC, ALEKSANDRA

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2018-03-25

(Date of Publication)

2020-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7086号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007086>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名 BABOVIC ALEKSANDRA

学位の種類 博士(政治学)

学位授与の要件 神戸大学学位規程第5条第1項該当

学位論文の題目 Justice on Trial: The International Military Tribunal for the Far East Reevaluated, 1946-1956

審査委員 主査 教授 簗原 俊洋
教授 栗栖 薫子
国際日本文化研究センター
准教授 楠 綾子

論文内容の要旨

本博士学位論文は、外交史的な枠組みから極東軍事裁判（いわゆる、東京裁判）日米関係の中に位置付け、同裁判が両国関係に及ぼした影響の考察を主目的とした。くわえて、トップレベルの主要アクターのみならず、東京裁判の下部において介在したアクターをも考察することにより、より包括的な東京裁判像の提供を目指したものである。以下が本文全4章からなる本論文の各章別の主論点である。

本論文の第一章では、東京裁判の原点にまで遡る。すなわち、第一次世界大戦が終結し、敗戦国ドイツの処遇と戦後の世界体制が討議された1919年のパリ講和会議に至る経緯とその内容が子細に考察されている。同会議において初めて戦争は犯罪行為として位置づけられることになったため、この延長線上に東京裁判は存在するわけである。くわえて、本章では東京裁判の直接的な前例となった第二次世界大戦の戦勝国による対ドイツのニュルンベルク国際軍事裁判をも検討し、戦争の違法性に関する議論がいかに形成されていったのかを検証している。本章で特に重要なのは、東京裁判がいかに政治的な道具として連合国（主にアメリカ）として用いられ、日本に対する厳しい措置を正当化する上で重要な役割を果たした実態を解き明かしていることにある。くわえて、アメリカは東京裁判を用いて太平洋戦争自体へお新たな言説を創造し、戦後の日本教育において影響を及ぼすように企図したかについても触れられている。

次ぐ第二章では、東京裁判での判決（反対意見も含む）、およびそれに対する弁護側の反論についてつぶさに考察している。この重要性は、これらが太平洋戦争に関する日本側の言説を形成するプラットフォームとなったからである。本章はさらに法的な責任について言及しつつ、連合国がいかにA級戦争犯罪人に対して誤った（或いは不当な）判決を覆す機会を逸したかについて深く掘り下げている。他方で、米ソ冷戦が先鋭化していく中で、東京裁判の最中において日本は敵からソ連を牽制する上での見方へと立場を変容させ、こうした国際政治的な現実が裁判の法的側面を歪める結果をもたらした。つまり、アメリカは厳しい正義の追求という従来の姿勢を改め、裁判を早く収拾させ、日本との平和条約の早期締結と方針を大きく変えるのである。こうした政治的な要因によって裁判が影響を受け、正義が曖昧となっていく過程が考察されている。

次いで第3章では歴史的叙述から少し離れより精緻なテクニカルな議論に踏み込んでいく。すなわち、組織論的な見地から「寛大な法的措置」という問題を解説し、こ

論文審査の結果の要旨

これをA級犯罪人にいかに適用するかについて戦勝国側で激しい対立があった事実が明かされている。こうした裁く側の分断が、その後の東京裁判のレガシーに色濃く刻印を残した経緯も論じられている。本章でとりわけ興味深いのは、ニュルンベルク裁判との関連性のみならず、日本の世論の影響をも勘案していることにある。これによって、戦争犯罪の問題は、多くの日本人にとって感情的・社会的な問題から外交レベルの問題として捉えられるようになったと同章では指摘されている。

最終章となる第4章では、日本の政治アクターの考察に論点は移され、鳩山と岸政権がいかに戦争犯罪をめぐる問題をアメリカに対して政治的に駆使し、再軍備を避けるために利用した過程が解明されている。この段階において、冷戦を背景に日米関係も変容し、A級戦争犯罪人の釈放へと繋がった。他方、これは靖国神社への合祀という新たな問題も生じさせる結果となった。また、本章ではソ連及び中共政府の暗躍についても触れられており、アメリカがいかにして両国を戦争犯罪人の釈放プロセスから排除しようと企んだかが詳しく分かる。むしろ、それでも中ソは一定の影響力を行使し続けることに成功し、本省において東京裁判へのこうした余波についても考察されている。

この章は本学位論文の中心部分に位置付けられている、分析は必然的にかなり広範囲に及んでいる。たとえば、ここではアメリカ側の意見の多様性ないし、分断と対立についても子細な検証なされており、とりわけ東京裁判における仮保釈検討委員会が変容する国際政治情勢を余所に、戦争犯罪の追求にいかに関与して頑なに妥協しない申請を堅持したのかを検証し、そうした姿勢がいかにアメリカの国益を損傷させたかについても言及している。以上のように、本論文は従来の東京裁判の研究に新たな視点を提供する大変意欲的かつ水準の高いものとなっている。

本学位論文は極東国際軍事裁判（東京裁判）を包括的に考察したものである。とはいえ、従来の外交史的、或いは国際法的なアプローチのいずれにも特化せず、両者を融合したハイブリット的な視点から研究を行っている。くわえて、東京裁判のみを深く掘り下げるミクロな分析視角からではなく、当時の国際政治情勢の現実、さらに日米両国の内政的な要求をも踏まえた、マクロなレンズからの考察を追求し、従来とは全く異なる独自性に富む東京裁判像を映し出すことに成功している。

より具体的には、日本の立ち位置が冷戦期と共にかつての敵国から有用な同盟国として変容していった過程において、法律主義という概念は大きな挑戦に直面し、正義の追求という崇高な目標は、より喫緊かつ国益と直結する問題に対して調整を余儀なくされた。こうして東京裁判は日本の再軍備問題へと繋がりを持つようになり、しいては日米関係自体にも関係性を有するようになった。こうした捻れがさらに表面化したのは、A級戦争犯罪人の釈放をめぐる問題である。

本論文が一次資料を持って子細に紐解いたのは、戦争の責任を負わされたA級戦犯がやがて対米交渉を行ううで日本にとって有効な財産となっていった過程である。実際、論文が指摘するように、日本の国際社会への復帰を果たすうで、A級戦犯は重要な役割を果たした。それゆえ、当初は戦勝国にとって戦略的な道具としての認識が強かった東京裁判は、終わってみれば皮肉にも日本にとっての戦略的な道具へと様変わりしていたのである。こうした独創的な議論をふんだんな資料を用いながら効果的かつ説得力をもって議論を展開することに成功した本論文の学術的意義は極めて高い。

本論文のもう一つの重要な貢献は、東京裁判は戦勝国による一方的な「(不)正義」でしかなく、その根底には報復という意図しかなかったという単純な修正主義的な歴史観を排していることである。むしろ、こうした側面が全く存在しなかったわけではないものの、その全体として東京裁判は「平和に対する罪」を真摯に追求した。また、BC級戦犯に対する軍事裁判と切り離して論じるのも問題であり、両者は総合的に見なすべきであるというのは本論文における有用な指摘である。

換言すれば、連合国は意図して、戦争犯罪と平和に対する罪を峻別したのであり、これによって歴史的言説が歪められるのを回避しようとした。他方、A級戦犯の一部が釈放された事実は裁判自体の正当性を損なわせたのは否めず、その後の史観にも影響を及ぼすに至った。こうした捻れを説明するために、本論文では戦略的法律主義 (strategic legalism) という用語を使ってこの矛盾について説明を行っている。

こうした研究は従来の東京裁判をめぐる研究とはかなり異なっており、極めて独創的であるといえる。さらに、国際政治と国際法的をも勘案することにより、従来陥れがちな東京裁判の不当性 (勝者による裁き) といった罣を効果的に避けている。つまり、本論文はこうした二元的な議論が展開されることが多い東京裁判の問題について斬新な分析視角を提供するものであり、東京裁判がもつ政治性を回避しているのである。最後に、日本人でもなく、アメリカ人でもない、自国も国際裁判によって裁かれた経験のあるセルビア人による研究という事実も本研究に独自の視点を与えている。

以上を踏まえ、本博士学位論文は既存の学術研究に大きく寄与する研究ではあるものの、問題点や今後の課題が全くないわけではない。まずは論文の性質だが、前半が外交史を中心とした歴史的叙述、公判が国際法を踏まえたよりテクニカルな論文となっているため、ちぐはぐ感は否めない。これらの繋がりをもう少し改善すればよりすんなりと理解できる論文となろう。

次いで、英語の表現だが、読みやすさが求められる歴史論文としての性質よりも、専門用語が並べられている法的な論文としての側面がやや強い。より平易な単語を用いて、主義主張をもう少し明快となる英分に修正していい箇所も散見される。ただ、本人にとって英語は母語ではないのを考慮すれば、かなり水準の高い英語で書かれていると評価できる。なお、本学位論文はすでに出版されることが決まっており、本になる過程において校閲のプロなどにより指摘によってこの問題は間違いなく解消されるであろう。

最後は問題点というよりは今後の課題としての性質を帯びる。外部副査からの指摘のとおり、同時代の日本の世論をよりの確に把握するため、当時の新聞や論壇誌に目を通し、東京裁判に対する日本人に認識をより汲み上げれば、論文の完成度はより高いものとなろう。こちらは難しい要求ではなく、第2章と第3章の間に新たな章として挿入することによって前半と後半の繋がりを改善する効果も期待できる。くわえて、論文自体は英文で出版も英字となるが、日本語文献を多用することにより、日本の大学院で学んだ意義をより鮮明に示すことができよう。

むろん、時間的・資料的制約がある中で、独自の視点をもってここまで包括的に東

京裁判について考察した本論文の意義は大きく、上述した改善点や課題はいずれも本質的な問題では決してない。出版へと至る過程においてその多くは反映されるであろうし、本研究の水準を本質的に損なうものではない。昨今、右派の論客を中心に東京裁判について様々な否定的な見解が示されているが、本研究はこうした政治性を帯びる問題について学問の見地から検討する上での基本研究としての位置づけを与えられる。それゆえ、本学位論文の学問的意義は極めて高く、かつ学術的貢献も同様に大きいものであるというのが審査委員全員の総意である。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である BABOVIC ALEKSANDRA 氏が博士(政治学)の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成30年 2月 27日

審査委員 主査 教授 箕原 俊洋

教授 栗栖 薫子

国際日本文化研究センター
准教授 楠 綾子